

第65回国連総会第3委員会
ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための決議

国連総会は

世界人権宣言（すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、かつ、尊厳及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならないとする第1条を含む）の規定を想起し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための人権理事会の関連決議である、2008年6月18日の8/13、2009年10月1日の12/7及び2010年9月30日の15/10も想起し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族は、慣習国際法、関連条約、国内慣習法や法律によって基本的人権と尊厳を持つ個人として扱われるべきであることを再確認し、

1. ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃に向けた人権理事会の作業を歓迎し、人権理事会諮問委員会の作業には謝意を持って留意する。
2. 「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドライン」に謝意を持って留意する。
3. 各国政府、関係国連機関、専門機関、基金・プログラム、その他政府間機関や国内人権機関に対し、ハンセン病患者・回復者及びその家族のための政策や手段の策定・実行に際し、「原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを慫慂する。
4. 病院、学校、大学、宗教団体・組織、企業、新聞、放送網、その他非政府組織を含め、社会のすべての関係者に対し、その活動の中で、適宜「原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを慫慂する。